

第

84 号

# Newsletter

## Beijing East IP

2021年10月25日

北京東方億思知識產權代理有限公司  
北京市東權律師事務所

◎このメールは、お取引先様、弊所所員が名刺交換させていただいた方、メールアドレスを頂戴した方、メルマガ配信登録をしていただいた方々に配信させていただいております。

中国知財に関する有用と思われる情報を提供いたします。

【一】 中国 IP ニュース

【二】 中国知財豆知識



BEIJING EAST IP LTD.  
BEIJING EAST IP LAW FIRM

## 【一】中国 IP ニュース

### 1. 中国共産党中央委員会 国務院は『知的財産強国建設概要(2021－2035 年)』を配布

中国共産党中央委員会、国務院は『知的財産強国建設概要(2021－2035 年)』を配布し、その中で、次のような発展目標を提起した。

2025 年には、知的財産強国建設は顕著な成果を収め、知的財産保護は更に厳格で、社会満足度は高いレベルに達してそれを維持し、知的財産市場価値はさらに顕著となり、ブランド競争力は大幅に向上し、専利集約型産業の増加値は GDP 比 13%に達し、著作権産業の増加値は GDP 比 7.5%に達し、知的財産使用料の年輸出入総額は 3500 億元に達し、人口 1 万人あたりの高価値発明特許の保有数は 12 件に達する(上記の指標はいずれも予想的指標である)。

2035 年には、中国の知的財産総合競争力は世界のトップクラスとなり、知的財産制度システムは整備され、知的財産がベンチャー企業の盛んな発展を促し、全社会の知的財産文化の意識が基本的に形成され、総合的に、複数レベルが知的財産グローバル管理の国際協力枠組みの基本形成に参加し、中国の特色のあり、世界レベルの知的財産強国の基本的形成が完成される。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/9/23/art\\_2742\\_170305.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/9/23/art_2742_170305.html)

### 2. 中日特許庁長官がオンライン会議を開催

10 月 13 日、中国国家知識産権局局長の申長雨氏と日本特許庁新長官の森清氏はオンライン形式で初めての会議を行った。申長雨氏は森清氏の日本特許庁長官就任を祝福し、日本側が関心のある『知的財産強国建設概要(2021－2035 年)』について紹介した。申長雨氏は、日本特許庁は中国国家知識産権局の重要な協力パートナーであり、長年にわたって、双方が知的財産分野において広い範囲で深い協力を展開し、大きな成果を収め、中米欧日韓 5 庁と中日韓 3 庁協力の枠組みの下でも深く協力を展開してきた、と述べた。森清氏は日本知的財産政策の最新発展状況を紹介し、また新型コロナウイルス感染症発生以降の日本の特許審査業務モデルの刷新、情報化手段を利用した円滑なサービス水準の向上など、講じた施策について交流を行った。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/16/art\\_53\\_170806.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/16/art_53_170806.html)

### 3. 第 8 回中国国際著作権博覧会が杭州で開催

10 月 16 日、国家著作権局主催の第八回中国国際著作権博覧会が杭州で開催された。版博会の会期は3日間で、展覧面積は約3万平方米、国内展示エリア、国際展示エリア、著作権産業展示エリア、浙江展示エリアなど複数の展示エリアを設け、図書映像、動画及び音楽、アニメゲーム、コンピュータソフトウェア、工芸美術などの優秀著作権作品を重点的に展示し、ここ数年の中国著作権産業の発展成果を十分に展示した。300 社以上の著作権関連組織、機関、企業が出展した。

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=131339](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131339)

### 4. 第 17 回中国(無錫)国際デザイン博覧会が無錫で開催

国家知識産権局、科学技術部、江蘇省人民政府主催の第 17 回中国(無錫)国際デザイン博覧会及び第 22 回中国専利賞(意匠)授賞大会は、10 月 11 日に江蘇省無錫市で開催し、国内外のデザイン分野の専門家、著名大学、企業関係責任者などが展示、商談、テーマフォーラムなど多彩なイベントに参加し、最新のイノベーションスマートの成果を展示し、将来の発展の大勢について深く検討し、知的財産発展の大きな流れについて模索した。

[https://www.sohu.com/a/494459225\\_121118997](https://www.sohu.com/a/494459225_121118997)

### 5. 商標登録証は紙の時代に別れ

国家知識産権局は商標登録証の発行方式の調整に関する公告を発表し、2022 年 1 月 1 日から紙の商標登録証を発行しないことと発表した。登録の公告及びその他商標出願で発行される商標登録証は、紙の形式で提出された商標出願については『商標登録証受領通知書』を郵送し、登録者は通知書に従って指定の URL と受領コードによって、中国商標ネットワークにログインして電子商標登録証を取得でき、電子形式で提出された商標出願については、商標ネットワークサービスシステムにログインして電子商標登録証を取得することができ、電子商標登録証は自分で確認、ダウンロード印刷することができる、と公告した。

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=131332](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131332)

## 6. 「専精特新」小巨人<sup>1</sup> のイノベーション能力は著しく向上

智慧芽 (PatSnap) が発表した『2021「専精特新」小巨人の企業専利能力とイノベーション力報告』によると、「専精特新」小巨人の企業専利保有数は著しく増加し、4921 社の企業の有効特許数は 6.57 万件、各企業の平均専利出願数は 98 件であった。データによると、4921 社の「専精特新」小巨人企業の中で、専利出願総数は 48.18 万件、平均の各企業の専利出願数は 98 件、有効特許数は 6.57 万件、平均の各企業有効特許数は約 13 件、ソフトウェア著作権は 5.56 万件、平均の各企業保有ソフトウェア著作権は約 11 件であった。「専精特新」小巨人企業の専利出願総数の区域分布において、専利出願総数のトップ 5 の省市は広東省、浙江省、江蘇省、山東省、上海市であり、有効特許数のトップ 5 の省市は広東省、江蘇省、浙江省、北京市、上海市であった。

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=131282](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131282)

<sup>1</sup> 「専精特新」小巨人企業とは、工業及び情報化部が国務院弁公庁の『中小企業健康発展の促進についての指導意見』に基づき発表された、主要業務が顕著で、競争力が強く、成長性が高い専精特新「小巨人」企業にリストアップされた企業を指す。

## 【二】中国知財豆知識

### 「モバイル電源のレンタル方法、システム及びレンタル端末」無効案の紹介

#### ～ビジネスメソッド関連専利の進歩性～

今回は、2020 年度専利復審無効案件トップ 10 の中の「モバイル電源のレンタル方法、システム及びレンタル端末」案を参考にビジネスメソッドに係る専利の進歩性の評価方法を検討します。

#### 【専利情報】

専利番号: ZL201580000024.X

発明名称: モバイル電源のレンタル方法、システム及びレンタル端末

専利権人: 深セン来電科技有限公司、北京博合智慧科技有限公司

無効請求人: 深セン街電科技有限公司、摯享科技(上海)有限公司、深セン市雲充吧科技有限公司

無効審査の結論: 有効を維持

無効決定の要点: 本案は新分野新業態専利審査の典型的な判例であり、決定は、ビジネスメソッド類発明が進歩性を具備するか否かを評価する際、技術的特徴と非技術的特徴の相互作用を考慮しなければならないことを強調している。

#### 【法的根拠】

2021 年の『専利審査指南』において、第二部分第九章に新たに「6. アルゴリズム特徴または商業規則および方法特徴を含む発明特許出願の審査関連規定」が追加された。その中に、審査において、技術的特徴とアルゴリズム特徴または商業規則および方法特徴等を簡単に切り離してはならず、請求項に記載されている全ての内容を一つの全体として、それらに係る技術的手段、解決された技術的問題、得られた技術的效果を分析しなければならない、と記載されている。

#### 【審査の要点】

このような案件の進歩性の審査において、技術的特徴の違いは技術的特徴、非技術的

特徴及び二者の融合である可能性があり、技術的特徴を含み、さらにアルゴリズムの特徴または商業規則および方法特徴を含む発明特許出願に対して進歩性審査を行う際、技術的特徴と機能において互いに相互サポートし、相互作用関係が存在するアルゴリズム特徴または商業規則および方法特徴と前記技術的特徴を一つの全体として考慮しなければならない。「機能において互いに相互サポートし、相互作用関係が存在する」とはアルゴリズムの特徴または商業規則と方法特徴と技術的特徴が緊密に組み合わせたり、あるひとつの技術問題を解決する技術手段を共同で構成し、且つ相応した技術効果を得られることを指す。

#### 【本案の技術方案】

本案のレンタル方法はモバイル端末、クラウドサーバ、モバイル電源レンタル端末の 3 者間で実現されるモバイル電源のレンタルであり、具体的にはレンタルプロセスにおける第一、第二、第三レンタルモバイル電源の指令が三者間で行う送信と受領を含み、また如何にして身分識別番号によって識別したモバイル電源、モバイル電源レンタル端末の身分を識別するか、及び如何に上記のデータ情報によってモバイル電源レンタルのを行うかという具体的プロセスを含む。

#### 【証拠が公開する内容】

請求人は携帯電話 APP の自転車レンタル管理方法とシステムという専利を証拠として提出した。この証拠の中で、携帯電話、サーバ、ロック基台(ウェブサイト制御器)三者の協力により自転車の迅速なレンタルを実現するとともに、二次元コードによってロック基台を識別し、自転車に識別チップを設置することによって携帯電話ユーザと自転車の関連付けを実現し、且つデータ情報の 3 者間での送受信によって自転車のレンタルプロセスを実現し、それは、携帯電話、サーバ、ロック基台の 3 者の構成によって自転車の迅速なレンタルを実現する方案を公開している。

#### 【証拠と本案の相違に対する認定】

上記の証拠は本案件とともにいずれもレンタル商業規則を採用しているが、当該証拠の具体的応用シーンと本案は差異があり、この差異はデータ信号の処理に現れ、この処理は実際の応用プロセスにおいて異なる技術効果をもたらす。

この証拠に係るのは自転車のシェアリングであり、ユーザがこのシーンで自転車をレンタ

ルする際に、自分の観察または実践によって適切な車両をレンタルすることができ、このプロセスはユーザの操作に依存する。しかし、係争専利のモバイル電源のレンタルは、ユーザが多く参加を必要とせず条件に合った電源のレンタルが可能となり、このプロセスはサーバ及びレンタル端末自身によって確定し、レンタル端末、電源自身の状態、利用可能状況などを含み、ユーザは介入することなく、電源レンタルプロセスに信頼性があり、効果的になり、従来のレンタルプロセスの様々な不足を改善した。

したがって、異なる応用シーンにおいて、両者は全く異なる効果を生み、この効果は技術とそのシーンの融合によってもたらされる。

つまり、この証拠は係争専利と比較して技術構造及びレンタル規則の面で類似しているが、このようなレンタル規則は係争専利とは異なる応用シーンに応用され、本案における前記規則と前記応用シーンの中の処理プロセスは相互にサポートし、相互に作用することで、この処理プロセスにおける信号の行方、情報制御方式に大きな変化をもたらし、さらには、この処理プロセスに大きな差異が生じ、且つこのような応用は従来技術とは異なる有益な効果を得ることができ、このような効果は商業規則そのものが達成できるものではなく、この規則が相応の技術と融合して、二者が相互にサポートし、相互に作用して達成されるものであり、したがって、両者は切り離すことができない。

したがって、この応用は進歩性を具備する。

#### 【ポイント】

本案は、従来技術と比較して相違点に非技術的特徴が含まれる状況において、上記非技術的特徴と技術的特徴が共同で作用し、相互にサポートして、共同で応用シーンにおける技術問題を解決し且つ有益な効果を得ることに及んだ。

したがって、相違点が非技術的特徴を含む場合、それとその他の特徴との相互作用の角度から検討し、各特徴の間で相互にサポートし、相互に作用することによって相応の技術問題を解決し相応の技術効果を達成したかどうかを判断して、それに対して客観的に認定し判断しなければならない、一筋に非技術的特徴の作用を否定してはならない。

当コーナーの記事についてご質問などございましたら弊所までご連絡ください。

(Beijing East IP 連絡先: [info@beijingeastip.com](mailto:info@beijingeastip.com))

## ■Beijing East IP

(北京東方億思知識產權代理有限責任公司／北京市東權弁護士事務所)

元国家知識産権局(SIPO)局長の高盧麟博士をトップに経験豊富な国内外の弁理士及び弁護士によって開設され、総合的な知財関連サービスを提供いたしております。

## ■本所

- ◆住所: 北京市東城区東長安街 1 号東方広場東方経貿城 E2\_1601, 100738
- ◆電話: 010-8518-9318
- ◆ファックス: 010-8518-9338
- ◆メール: info@bejingeastip.com

## ■東京事務所

- ◆住所: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-1-5 新宿嘉泉ビル 8 階
- ◆電話: 080-4236-8686
- ◆メール: yuki.n@bejingeastip.com

本ニュースレターは、企業及び知的財産関連業務に携わる皆様の参考のために発行させていただくものです。実際に案件を取り扱う場合は必ず専門家にご相談ください。本ニュースレターを正式な法律意見と見なしたり、本ニュースレターのみを元に業務判断することがありませんようお願いいたします。

本ニュースレターに関するご意見・ご質問及び、関連法律においてご相談がありましたら、北京東方億思知識産権代理有限責任公司／北京市東權弁護士事務所までお気軽にお問合わせください。

配信登録/配信停止をご希望の方はお手数ですが info@bejingeastip.com までメールアドレスをお知らせください。



北京東方億思知識產權代理有限責任公司  
北京市東權律師事務所

[www.bejingeastip.com](http://www.bejingeastip.com)

Suite 1601, Tower E2, The Towers  
Oriental Plaza, No.1 East Chang An Ave. Dongcheng  
District, Beijing 100738, P.R.C.

T +86-10-85189318 F +86-10-85189338  
patent@bejingeastip.com  
trademark@bejingeastip.com  
copyright@bejingeastip.com  
info@bejingeastip.com